

徳島県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年1月17日

徳島県監査委員	稲田米昭
同	矢田等
同	井関佳穂理
同	須見一仁
同	臼木春夫

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

平成30年1月5日

徳島県監査委員	稲田米昭
同	矢田等
同	井関佳穂理
同	須見一仁
同	臼木春夫

第1 請求の受付

1 請求書の提出

平成29年11月10日に、オンブズマン徳島ネットワーク（阿南市 代表 島上一郎）、市民オンブズマンとくしま（徳島市 代表 大久保初子）、島上一郎（阿南市）、乾三郎（徳島市）、中川節雄（阿波市）から提出された職員措置請求書は、同日受け付けた。

2 請求の要旨

（1）請求の趣旨

徳島県（以下「県」という。）が、公益財団法人徳島県文化振興財団（以下「財団」という。）に対し、

平成28年度ベートーヴェン「第九」演奏会（制作・運営）実施業務委託契約（以下「委託契約A」という。）の平成28年12月27日付変更委託契約・支出負担行為変更決議に基づき支払った金1,900万円

平成28年度ベートーヴェン「第九」演奏会実施業務委託契約（以下「委託契約B」という。）の平成29年1月19日付変更委託契約・支出負担行為変更決議に基づき支払った1,760万円

平成28年度シネマオーケストラ実施業務委託契約（以下「委託契約C」という。）に基づき支払った金1,500万円

の各支出はいずれも違法なので、徳島県知事（以下「知事」という。）に対し、次の措置を勧告することを求める。

ア 財団から合計金5,160万円を県に返還すること。【請求ア】

イ 知事から合計金5,160万円を県に賠償すること。【請求イ】

（2）請求の理由

ア 委託契約A

平成28年5月2日、県は財団との間で、随意契約により、委託契約A（契約金額2,100万円）を締結した上で、平成28年12月27日に契約金額を4,000万円に変更する変更委託契約を締結し、平成29年4月4日までにその全額が財団に支払われた。

随意契約理由は、財団が本委託業務（とくしま国民文化祭記念管弦楽団（通称：とくしま記念オーケストラ（以下「記念オケ」という。））を活用した演奏会）を受託できる唯一の団体と認められるとして、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号に該当するものとされているが、本委託業務は、財団自らが運営したものではなく、徳島県内の他の業者に再委託を行っており、再委託を受けた業者らは、本委託業務を行う能力があることは明らかであることから、財団は本委託業務を行うことができる唯一の団体とは言えない。

本委託業務の委託契約書第12条によれば、財団は、委託契約の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならないものとされているが、従前から重要な部分を一括して第三者に再委託している。

このような状況下で変更委託契約を行って委託代金を大幅に増額することは違法であり、したがって変更委託契約に基づき増額された委託料の支出も違法である。

また、この変更委託契約は、委託料を2,100万円から4,000万円に、1,900万円もの増額をする契約であるにもかかわらず、業務の仕様としては「ボーカロイド

の演出に適した照明とすること」，「初音ミクを活用すること」という文言が加わったのみで他に変更はなく，財団から提出されたA4版1枚の「委託業務に係る経費の変更について」なる文書をもとに1,900万円もの増額を行うことは，地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第2条第14項，地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第4条第1項に違反し，違法である。

イ 委託契約B

平成28年9月1日，県は財団との間で，随意契約により，委託契約B（契約金額5,350万円）を締結した上で，平成29年1月19日に契約金額を7,110万円に変更する変更委託契約を締結し，平成29年4月4日までにその全額が財団に支払われた。

随意契約理由は，財団が本委託業務（記念オケを活用した演奏会）を受託できる唯一の団体と認められるとして，令第167条の2第1項第2号に該当するものとされているが，本委託業務は，財団自らが運営したものではなく，徳島県内の他の業者に再委託を行っており，再委託を受けた業者らは，本委託業務を行う能力があることは明らかであることから，財団は本委託業務を行うことができる唯一の団体とは言えない。

本委託業務の委託契約書第12条によれば，財団は，委託契約の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならないものとされているが，従前から重要な部分を一括して第三者に再委託している。

このような状況下で変更委託契約を行って委託代金を大幅に増額することは違法であり，したがって変更委託契約に基づき増額された委託料の支出も違法である。

また，この変更委託契約は，委託料を5,350万円から7,110万円に，1,760万円もの増額をする契約であるにもかかわらず，業務の仕様としては「ポーカロイドの演出に適した音響とすること」という文言が加わったのみで他に変更はなく，財団から提出されたA4版1枚の「委託業務に係る経費の変更について」なる文書をもとに1,760万円もの増額を行うことは，自治法第2条第14項，地財法第4条第1項に違反し，違法である。

ウ 委託契約C

平成28年12月20日，県は財団との間で，随意契約により，委託契約C（契約金額1,460万円）を締結した上で，平成29年2月16日に契約金額を1,500万円に変更する変更委託契約を締結し，平成29年4月7日までにその全額が財団に支払われ

た。

随意契約理由は、財団が本委託業務（記念オケを活用した演奏会）を受託できる唯一の団体と認められるとして、令第167条の2第1項第2号に該当するものとされているが、本委託業務は、財団自らが運営したものではなく、徳島県内の他の業者に再委託を行っており、再委託を受けた業者らは、本委託業務を行う能力があることは明らかであることから、財団は本委託業務を行うことができる唯一の団体とは言えない。

本委託業務の委託契約書第12条によれば、財団は、委託契約の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならないものとされているが、従前から重要な部分を一括して第三者に再委託している。

このような状況下で本委託契約を行うこと自体が、自治法第2条第14項、地財法第4条第1項に違反し、違法である。

（以上、おおむねこのように解する。）

第2 請求の受理

本件請求は、平成29年11月20日に所要の法定要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査においては、請求ア及び請求イを対象として審査を進めた。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成29年12月6日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、同日、新聞記事等の書類を提出したが、県下の指定避難所充足率や公共事業に関する要望に係るものであり、本件請求内容を補足する証拠とは認められなかった。

また、陳述により、主張する内容の補足として、本件請求に係る契約関係書類の情報公開請求をしたが、法人に関する非公開情報に該当するとして、見積書等の大部分が黒塗りとなっており、内容が適切かどうか判断できないことから、十分に監査すべきとの旨を追加して主張した。

3 監査対象機関に対する監査の実施

徳島県県民環境部とくしま文化振興課（以下「とくしま文化振興課」という。）を監査対象機関と定め、当該機関に対し監査調書等の提出を求め、平成29年12月15日に監査を行った。

4 関係人調査の実施

請求人の主張に係る事実状況を把握するため、自治法第199条第8項の規定に基づく調査（以下「関係人調査」という。）として、財団に対する書面調査を実施した。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

とくしま文化振興課に対する監査及び関係人調査並びに関係資料から把握した事実は、おおむね次のとおりである。

（1）本件請求内容に関連する公文書部分公開決定取消請求訴訟

請求人が提出した事実証明書のうち、各委託契約に係る「御見積書」及び「委託業務に係る経費の変更について」については、部分公開をめぐって、公文書部分公開決定取消請求訴訟が平成29年9月22日に徳島地方裁判所へ提起され、現在、係争中である。

このため、監査の実施に当たっては、とくしま文化振興課に、これらの文書の部分公開前の文書を含む関係書類の提出を求め、事情を聴取したが、本件監査結果では、非公開情報に関連するものについては、前記訴訟に影響するおそれがあり、慎重な取扱いが必要であることから、詳細な記述は差し控える。

なお、提出された部分公開前の文書は、本件監査終了後にとくしま文化振興課へ返却した。

（2）本件請求に係る委託業務の概要

県におけるクラシックコンサートの開催に当たっては、記念オケを活用することとしており、委託契約A、B及びCについても記念オケを活用した業務である。

なお、記念オケは、全国初となった二度目の国民文化祭を契機として、徳島に共感を持つプロの演奏家が本県に集うオーケストラとして平成23年9月に発足したものであり、レベルの高い演奏会を県内各地で提供し、県の文化の底上げに貢献しているが、常設の事務局がなく、プロの演奏家を必要に応じて集めている。

< 「第九」演奏会 >

1918年6月、現在の徳島県鳴門市にあった板東俘虜収容所にいたドイツ人捕虜た

ちが地元の人々への感謝の思いを込め、ベートーヴェン「第九」を演奏したことが、「第九」のアジア初演と言われており、平成30年の「第九」アジア初演100周年に向けて、県の「第九」の魅力を国内外に発信していくため、平成27年度から「ホップ・ステップ・ジャンプ」の3カ年計画で、特色のある大規模な演奏会を実施している。2年目となる平成28年度は、単なる演奏会ではなく、最先端の技術を駆使した演出などにより、今後の100年に向けての「新たな第九」の創造を考え、記念オケを活用し、平成29年2月12日にアスティとくしまにて開催している。

なお、この演奏会は、世界的に有名な秋山和慶氏の指揮により、演奏者84名、独唱者4名、合唱者2,005名で実施され、参観者は1,300名であった。

このように、平成28年度は、大規模な演奏会を実施するため、早急に様々な検討や準備に取りかかる必要があったが、財源として活用することとしていた国の地方創生推進交付金（以下「交付金」という。）の交付決定が遅れたことから、交付決定前に事前着手する必要のある業務を絞り込んで「演奏会（制作・運営）実施業務（委託契約A）」とし、交付決定後に委託契約Aに含めていない業務等を整理し、「演奏会実施業務（委託契約B）」として、2つの契約に分けて委託している。

ア 委託契約A

平成28年5月2日 委託契約締結（契約額21,000,000円）

（仕様書内容）

- ・「第九演奏会」制作・運營業務（リハ・本番）
構成・演出・進行業務，美術業務，照明業務，撮影業務，上映映像業務（あわ文化の4大モチーフの4K映像とすること），会場設営・当日運営
- ・特別演出業務（制作・運営の提案の中で特別に必要とする演出業務）
4K映像（前記）作成業務，LEDスクリーン活用業務
- ・広報・関連イベント業務
演奏会広報業務（国内外含む），物産販売等関連イベントに関する業務，広報・配布用の映像（4K及びDVDビデオ規格）作成業務
- ・成果品
映像コンテンツ（会場放映分），演奏会映像記録，広報・配布用映像記録，事業実施報告書

平成28年7月22日 前金支出命令（支出額10,000,000円）

平成28年8月31日 財団からの委託契約に係る変更協議依頼（契約額変更なし）

平成28年8月30日の交付金の交付決定を受けて、「第九」演奏会の制作・

運營業務（リハ・本番）の「構成・演出・進行業務」や「映像コンテンツの作成や上映」など、演奏会本体に密接に関係する業務を平成28年9月1日契約の委託契約Bに移し、特別演出業務の4K映像作成業務やLEDスクリーン活用業務を、音声に映像を加えた演出のボーカロイド（歌声合成・技術ソフト）を活用した業務へ変更するなど、委託金額の範囲内で業務を見直し。

（仕様書変更内容）

a 削除項目

- ・「第九演奏会」制作・運營業務（リハ・本番）のうち、「構成・演出・進行業務、撮影業務、上映映像業務（あわ文化の4大モチーフの4K映像とすること）」を削除
- ・特別演出業務（制作・運営の提案の中で特別に必要とする演出業務）のうち、「4K映像（前記）作成業務、LEDスクリーン活用業務」を削除
- ・広報・関連イベント業務のうち、「広報・配布用の映像（4K及びDVDビデオ規格）作成業務」を削除
- ・成果品のうち、「映像コンテンツ（会場放映分）、演奏会映像記録、広報・配布用映像記録」を削除

b 追加項目

- ・「第九演奏会」制作・運營業務（リハ・本番） 会場設営・当日運営に、「図面・資料作成を含む。」を追加
- ・特別演出業務（制作・運営の提案の中で特別に必要とする演出業務）に、「ボーカロイド活用業務」を追加

平成28年8月31日 変更委託契約締結（契約額変更なし）

平成28年12月27日 財団からの委託契約に係る再変更協議依頼（変更後契約額40,000,000円）本件請求に係る変更契約関係

平成28年8月31日の変更契約後の業務を進める中で、会場となるアスティとくしまの既存照明ではノイズが発生し、音響に悪影響を与えることや、ボーカロイドの演出効果を高めるため、会场上部にトラス構造の柱を組み、音響設備と共用する設備を導入するとともに、ボーカロイドのキャラクターを最も有名な「初音ミク」に変更し、1,900万円を増額。

（仕様書変更内容）

追加項目

- ・「第九演奏会」制作・運營業務（リハ・本番） 照明業務に、「ボーカロイドの演出に適した照明とすること。」を追加
- ・特別演出業務（制作・運営の提案の中で特別に必要とする演出業務）ボー

カロイド活用業務に、「初音ミクを活用すること。」を追加
平成28年12月27日 変更委託契約締結（変更後契約額40,000,000円）
平成29年3月21日 支出命令（支出額30,000,000円）

イ 委託契約B

平成28年9月1日 委託契約締結（契約額53,500,000円）

（仕様書内容）

・演奏会運営業務

構成，演出，進行業務，音響業務，出演料，出演者の日程調整及び
宿泊・交通手配，上映機材の設置，第九に関する映像コンテンツの制
作，演奏会の運営に附随する業務

・募集広報（合唱参加者，観客）及び合唱参加者との連絡調整

・その他，委託事業の実施に附随する業務

・成果品

映像コンテンツ（国際短編映画祭出品作品，世界の記憶に関する映像，第
九演奏会演出映像），演奏会映像記録，演奏会収録音源，事業実施報告書
平成29年1月18日 前金支出命令（支出額26,000,000円）

平成29年1月19日 財団からの委託契約に係る変更協議依頼（変更後契約額
71,100,000円）本件請求に係る変更契約関係

会場となるアスティとくしまの音響に課題があったことから，当初契約で
改善について検討していたが，ボーカロイドの活用を含め，追加の音響改善
業務が必要となり，会场上部にトラス構造の柱を組み，照明設備と共用する
設備の導入へ変更し，1,760万円を増額。

（仕様書変更内容）

a 削除項目

・成果品 映像コンテンツのうち，「国際短編映画祭出品作品」を削除

b 追加項目

・演奏会運営業務 音響業務に，「ボーカロイドの演出に適した音響とする
こと。」を追加

平成29年1月19日 変更委託契約締結（変更後契約額71,100,000円）

平成29年3月21日 支出命令（支出額45,100,000円）

<シネマオーケストラ>

平成27年度から，県が推進する「V S 東京」の実践として，映像クリエイターの
芸術性が発揮されるショートムービーや4K映像を発信することで，「映像クリエ

イターの聖地・徳島」の構築を目指した「徳島国際短編映画祭」を開催しており、2回目となる平成28年度は、「映画音楽」をテーマに様々な映画を上映している。本シネマオーケストラは、その特別プログラムの一つとして、手塚治虫氏がムソルグスキーの組曲「展覧会の絵」から受けたインスピレーションをもとに描いた実験アニメーションに合わせて、記念オケが生演奏を行っている。

平成29年3月4日（午前・午後）にあわぎんホールにて、工藤俊幸氏の指揮により、演奏者38名、徳島少年少女合唱団44名で実施され、参観者は約1,600名であった。

ウ 委託契約C 本件請求に係る委託契約関係

平成28年12月20日 委託契約締結（契約額14,600,000円）

（仕様書内容）

- ・演奏会開催に係る総合調整に関すること
- ・チラシ・プログラム等の製作、会場借り上げ・運営等に関すること
- ・指揮者・出演者等の連絡調整に関すること
- ・出演料、旅費等の支払に関すること
- ・映像、照明、音響、会場や舞台の設営等に関すること
- ・その他、当該業務実施に向けて必要と認められること

平成29年2月13日 前金支出命令（支出額6,000,000円）

平成29年2月16日 財団からの委託契約に係る変更協議依頼（変更後契約額15,000,000円）

生演奏とアニメーションのコラボレーションを追求することとし、14のパートに分かれた組曲の合唱のある部分や無い部分が非常に複雑に絡み合った高度な曲に対して、映像と合唱に加えて振り付けも取り入れたため、指揮者と合唱団との細かな事前調整も含めた合唱指導の増加などにより、40万円を増額。

（仕様書変更内容）

a 削除項目

- ・チラシ・プログラム等の製作、会場借り上げ・運営等に関することのうち、「チラシ製作」を削除

b 追加項目

- ・「演奏会開催に向けた合唱指導の実施に関すること」を追加

平成29年2月16日 変更委託契約締結（変更後契約額15,000,000円）

平成29年3月31日 支出命令（支出額9,000,000円）

(3) 委託契約の相手方

とくしま文化振興課は、委託契約A、B及びCともに、財団と随意契約（令第167条の2第1項第2号）により委託契約を締結している。

随意契約の理由については、

- ・県におけるクラシックコンサートの開催に当たっては、記念オケを活用していること
- ・記念オケは、常設の事務局がなく、プロの演奏家を必要に応じて集めることから、内容に応じて、演奏家の分野・人数を決め日程調整や機材調達等を行う必要があること
- ・芸術家や各種団体、関係企業とのネットワークを構築していること
- ・財団の発足以来、県と連携し、これまで様々な芸術文化行事を実施してきた実績があること
- ・記念オケが活動を始めて以来、様々な公演で連絡調整を着実にやっていることから、本演奏会の開催・運営の総合調整を行うノウハウを持つ県内唯一の団体であるとしている。

(4) 随意契約に関する関係法令

自治法第234条第1項では、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定しており、同条第2項では、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定している。

また、令第167条の2第1項に随意契約によることができる場合を規定しており、委託契約A、B及びCは、同項第2号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に基づき財団と随意契約している。

(5) 財団の概要

財団は、昭和46年4月に設立された「財団法人徳島県郷土文化会館」が、「財団法人徳島県文化振興基金」と平成9年2月に統合され、「財団法人徳島県文化振興財団」として発足し、公益法人制度改革を受けて、平成25年4月に公益財団法人へと移行したものであり、徳島県民の幅広い文化及び学術・教育活動を積極的に支援することにより、新しい県民の文化の創造・発展と福祉の向上及び文化を通じ県内外の人の交流促進に寄与することを設立目的としている。

基本財産約10億4,000万円のうちの9億100万円が県からの出捐金であり，昭和46年の設立以来，県との密接な連携のもと，様々な文化事業に取り組んでおり，県民の文化活動，文化創造に関し，次の事業を行っている。

- ・ 県民に本県の伝統文化をはじめ，国内外の優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供するための各種の主催公演事業
- ・ 県民の文化創造や振興活動を支援するための助成事業及び顕彰事業
- ・ 県民に本県の伝統文化や歴史を学ぶ機会を提供するとともに，後継者の育成を支援する事業
- ・ 県民に文学や書道について学ぶ機会を提供するとともに，関係資料の収集・調査事業
- ・ 県民に伝統文化や文学・書道に親しむ機会を提供するための常設展示等各種の展示事業
- ・ 県の文化創造・振興等に関する公の施設の管理運営事業
- ・ その他，財団の目的を達成するために必要な事業

中でも，記念オケが活動を始めて以来，記念オケに関する様々な公演の開催・運営の総合調整に携わっている。

(6) 財団との委託契約書における一括再委託等の禁止条項

委託契約A，B及びCのそれぞれの「委託契約書」に共通して，第12条において，「一括再委託等の禁止」条項として，「乙は，委託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し，又は請け負わせてはならない。ただし，緊急その他真にやむを得ない事情により，再委託又は再請負する必要があると認められた場合はこの限りではない。」とされている。

(7) 関係人調査の結果

財団の再委託状況を確認するため，財団が再委託業者から徴収した見積書等関係書類の確認を行った。なお，財団が再委託した業者及び再委託の業務内容は，次のとおりである。

ア 委託契約A

再委託業者

世界に広がれ！「とくしま“ 歓喜の歌 ”プロジェクト」特定業務共同企業体
((株)セレスポ・(株)モウブ共同企業体)

(再委託業務内容)

- ・ 「第九演奏会」制作・運營業務 (ボーカロイド制作業務，美術業務，照明業務，会場設営・当日運営 (図面・資料作成含む))

- ・その他，委託業務の実施に付随する業務
- ・広報・関連イベント業務（演奏会広報業務（国内外含む），物産販売等関連イベントに関する業務）

イ 委託契約B

（ア）再委託業者その1

株式会社モウブ

（再委託業務内容）

- ・演奏会運営業務（構成・演出・進行業務，出演料・出演者の日程調整及び宿泊・交通手配，上映機材の設置，第九に関する映像コンテンツの制作，演奏会の運営に付随する業務）
- ・募集広報（合唱参加者，観客）及び合唱参加者との連絡調整
- ・その他，委託事業の実施に付随する業務

（イ）再委託業者その2

有限会社エヌ・アンド・エフ

（再委託業務内容）

- ・演奏会のホール内の音響（空間の音づくり）に関する業務
- ・演奏会の録音に関する業務
- ・その他，委託事業の実施に付随する業務

（ウ）再委託業者その3

A L S O K 徳島株式会社

（再委託業務内容）

- ・駐車場誘導警備
- ・各種事故の未然防止と被害の拡大防止
- ・異常事態発生時，関係機関・関係先への通報連絡

ウ 委託契約C

再委託業者

株式会社モウブ

（再委託業務内容）

- ・指揮者・出演者等の連絡調整に関すること
- ・出演料，旅費等の支払に関すること
- ・映像，照明，音響，会場や舞台の設営に関すること

- ・その他，当該業務実施に向けて必要と認められること

2 本件請求に対する監査対象機関の見解

監査対象機関であるつくしま文化振興課の見解は，次のとおりである。

(1) 財団との委託契約（A，B及びC）に係る随意契約理由

記念オケは，常設の事務局がなく，プロの演奏家を必要に応じて集めることから，内容に応じて，演奏家の分野・人数を決め日程調整や機材調達等を行う必要がある。

財団は，徳島県民の幅広い文化及び学術・教育活動を積極的に支援することにより，新しい県民の文化の創造・発展と福祉の向上及び文化を通じ県内外の人の交流促進に寄与するために，設立以来，県と連携し，これまで様々な芸術文化行事を実施してきた実績があり，記念オケが活動を始めて以降，様々な公演で総合調整を着実にやっている。

また，財団は，記念オケの演奏会当日に向けてどのように業務を行うか検討し，必要があれば演奏家の手配や音響業務などの個別業務を専門業者に発注して，その後個別業務間の調整・指導監督及び進捗管理をするなど，演奏会の全体調整・総合調整を行うノウハウを持つ県内唯一の団体である。

よって，請求人による個別業務を受託できるのだから全体調整を含めた演奏会の全ての業務をできる，との主張は明らかな誤りである。

(2) 財団の再委託

財団が，県から受託した委託契約A，B及びCの実施に当たり，事前準備から当日の運営まで様々な業務があることから，その内容に応じ，業者に業務発注や業務委託を行うことが必要とされることは，県においても認識している。演奏家の手配や会場の設営業務，音響業務などの個別業務を各業者に再委託しているが，演奏会全体の総合調整という「主たる部分」は財団が担っていることから，県が委託契約書上禁止している一括再委託には当たらない。

(3) 委託契約（A及びB）に係る変更契約の内容及び金額

ア 委託契約A

全国各地で開催されている「第九」演奏会に対し，アジア初演100周年に向けた「第九の聖地・徳島」をより強く印象づけるために，特別演出を4K映像から，ボーカロイド（初音ミクを活用）に変更した。併せて，初音ミクを最先端技術で活用するため，世界初のスルーグラフ装置の使用や演奏に合わせて歌って踊る技術「R3」を取り入れるとともに，会場となるアスティとくしまの既存照明からのノイズ発生による音響への悪影響に加え，演出効果を高めるために，新たに会

場の上部にトラス構造の柱を組み、照明を設置するなどにより、1,900万円を増額したものである。

なお、トラスは、委託契約Bの中の音響設備と共用することにより、経費節減を図っている。

これら変更内容については、県、財団、財団からの再委託業者において協議・検討する中で決定した様々な内容変更に基づくものであり、金額の変更等についても、協議結果を踏まえた上でのものである。したがって、「仕様書」や「委託業務に係る経費の変更について」などの文書に記載された文言は簡略なものとなっているが、そうした変更内容については、十分検討を経た上でお互いの共通認識がある中で行われているものであり、変更契約の締結手続は適切に実施されている。

イ 委託契約B

会場となるアスティとくしまの多目的ホールを通常とは逆の使用（観客席を合唱者席として、舞台を観客席として使用）をするためにホール内の音響改善が必要であったことに加え、ボーカロイドをより効果的に活用するために何回も会場を確認し、音響テストも行い改善方法を検討したところ、既存スピーカーの使用では音響改善は不可能との結論となった。そのため、新たに会場の上部にトラス構造の柱を組み、吊りスピーカーを設置するなどにより、1,760万円を増額したものである。

これら変更内容については、前記アで述べたとおり、十分検討を経た上でお互いの共通認識がある中で行われているものであり、変更契約の締結手続は適切に実施されている。

(4) 委託契約(A, B及びC)に係る効果

ア 「第九」演奏会(委託契約A, B)

「第九」演奏会は、全国各地で開催されており、他の演奏会との違いを打ち出す最先端の技術を駆使した演奏会として実施することにより、全国各地からの参加者に、「第九」アジア初演100周年である平成30年に向けて「第九の聖地・徳島」を強く印象づけることができた。当日は、県外からの562人を含む2,005人の方が合唱に参加し、冬場の宿泊客増加や東京オリンピック・パラリンピックを見据えた国内外への情報発信としても効果を上げた。

合唱参加者は、平成27年度の約1,800人から、平成28年度は約2,000人、平成29年度は11月までに海外を含め3,000人を超える参加希望者があり、年々増加していることから、本県が「第九の聖地」ということが、全国の第九を歌う方に浸

透してきている。

イ シネマオーケストラ（委託契約C）

県では、平成27年度から、「徳島国際短編映画祭」を開催しており、2回目となる平成28年度は、「映画音楽」をテーマに様々な映画が上映され、その特別プログラムの一つとして、手塚治虫氏がムソルグスキーの組曲「展覧会の絵」から受けたインスピレーションをもとに描いた実験アニメーションに合わせて、記念オケが生演奏を行う「シネマオーケストラ」を平成29年3月4日（午前・午後）にあわぎんホールにて開催し、約1,600名の参観者があった。

国際短編映画祭2017におけるシネマオーケストラに関するアンケート意見の大部分が高評価であり、芸術性豊かな映像と迫力のある生のオーケストラに徳島少年少女合唱団の合唱が加わり、本県の芸術文化を県内外へ発信した。

また、徳島少年少女合唱団とプロの演奏家との共演により、次代の音楽文化を担う人材の育成にもつなげることができた。

3 判断

確認した事実関係を基に監査委員が判断した結果は、次のとおりである。

(1) 財団との随意契約理由

請求人は、委託契約A、B及びCについて、財団が受託できる唯一の団体であるとは言えないことから、令第167条の2第1項第2号に該当せず、違法であると主張している。

こうした請求人の主張に対し、とくしま文化振興課は、記念オケを活用する演奏会業務は、その内容に応じて、演奏家の分野・人数を決め日程調整や機材調達等を行う必要があり、財団は、前身である財団法人徳島県郷土文化会館として昭和46年に設立して以来、県と連携し、これまで記念オケの活動をはじめとした様々な芸術文化行事を実施してきた実績がある。個別業務は再委託しているが、当演奏会の開催・運営の総合調整を行うノウハウを持っている県内唯一の団体であり、財団からの再委託業者は、個別業務を受託しているから、本委託業務を行う能力があるという請求人の主張は、総合調整の視点がなく明らかな誤りであるとしている。

本件請求に係る随意契約については、令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するか否かが問題となる。

これに関して、過去の判例では、普通地方公共団体が契約を締結するに当たり「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になると

しても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項1号（現行令の第2号）に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」（最高裁判所昭和62年3月20日判決）とされている。

前記判例によれば、競争入札によることが可能であっても、判例に示されたような理由があり、当該団体の公共の利益につながると判断される場合には、令第167条の2第1項第2号に該当し、それに該当するか否かは個々の契約ごとに契約担当者の合理的な裁量に委ねられているものと理解できる。ただし、裁量の範囲は厳格に解すべきものと思われる。

確認した事実によると、財団は、公益法人として発足以来、県と密接な連携のもと、様々な芸術文化事業に取り組み、新しい県民の文化の創造・発展と福祉の向上及び文化を通じ県内外の人の交流促進に寄与していることがうかがえる。

また、記念オケについては、常設の事務局がなく、プロの演奏家を必要に応じて集めることから、演奏会の内容に応じて、演奏家の分野・人数を決め日程調整や機材調達等を行う必要があるところであり、財団は、芸術家や各種団体、関係企業と構築したネットワークを活用し、平成23年9月に記念オケが活動を始めて以来、様々な公演で総合調整を行ってきていることから、本件委託業務を受託する技術や経験があると言える。

前述のとおり、県の随意契約の適用に関する判断には一定の裁量権が認められているところであり、監査の過程において確認した限りにおいては、とくしま文化振興課が当該契約の目的、内容に照らしそれらを的確に実施するための信用、技術、経験等を有する相手方として財団を選定したことに、特に不合理な点はなく、裁量の逸脱又は濫用があったとは言えないことから、令第167条の2第1項第2号に該当せず、違法であるとの請求人の主張には理由がない。

（2）財団の再委託

請求人は、委託契約A、B及びCについて、委託契約書第12条に一括再委託の禁止条項が定められているにもかかわらず、重要な部分を一括して第三者に再委託し

ていることから、委託契約書に反していると主張している。

こうした請求人の主張に対し、とくしま文化振興課は、再委託については、財団が県から受託した各演奏会を開催するに当たり、事前準備から当日の運営まで様々な業務があることから、その内容に応じ、業者に業務発注や業務委託を行うことが必要とされることは、県においても認識しており、演奏家の手配や会場の設営業務、音響業務などの個別業務を各業者に再委託しているが、演奏会全体の総合調整という「主たる部分」は財団が担っていることから、県が委託契約書上禁止している一括再委託には当たらないとしている。

とくしま文化振興課の、委託契約における「主たる部分」は演奏会の総合調整であるとの見解については、一定の合理性が認められることから、一括再委託等の禁止条項に反しているとは言えず、委託契約書に反しているとの請求人の主張には理由がない。

(3) 自治法第2条第14項等への抵触の有無

ア 「第九」演奏会（委託契約A及びB）

請求人は、「第九」演奏会の実施委託業務について、業務の仕様として「ボーカロイドの演出に適した照明・音響とすること」、「初音ミクを活用すること」という文言を加えたのみで他に変更はなく、わずかA4版1枚の「委託業務に係る経費の変更について」なる文書をもとに3,660万円もの増額を行うことは、自治法第2条第14項、地財法第4条第1項に違反し、違法であると主張している。

こうした請求人の主張に対し、とくしま文化振興課は、変更契約に係る増額の主な内容については、特別演出を4K映像からボーカロイド（初音ミクを活用）に変更した上で、ボーカロイドの演出に適するような照明、音響とし、また、初音ミクを最先端技術で活用するため、世界初となる霧を下から吹き上げ3D映像を投影するスルーグラフや演奏に合わせて歌って踊る技術「R3」の活用によるものであるとしている。

また、これら変更内容については、県、財団、財団からの再委託業者において協議・検討する中で決定した様々な内容変更に基づくものであり、金額の変更等についても、協議結果を踏まえた上でのものであるとし、「仕様書」や「委託業務に係る経費の変更について」などに記載された文言は簡略なものとなっているが、変更契約の締結手続は適切に実施されているとしている。

請求人が主張する自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされており、地財法第4条第1項では、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度を

こえて、これを支出してはならない。」とされている。

これに関して、過去の判例では、「いずれも地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である。」（大阪高等裁判所平成17年7月27日判決）とされている。

このため、とくしま文化振興課からの委託契約に係る説明並びに財団の見積書等関係書類を確認した結果、委託契約A及びBの変更契約額は併せて3,660万円と請求人が主張するように高額となっているが、アジア初演100周年に向けた「第九の聖地・徳島」を印象づける特別演出として、ボーカロイドの中で最も有名な初音ミクの活用と最先端技術であるスルーグラフやR3の導入、更には、照明や音響の改善などが主な増額の要因となっており、委託契約A及びBに係る業務内容、金額に妥当性がないとは言えない。

また、合唱参加者は、年々増加しており、平成29年度の参加希望者は11月までに海外を含め3,000人を超える状況であることから、本県が「第九の聖地」ということが、全国の第九を歌う方々に浸透してきたことが認められるとともに、冬場の宿泊客増加や東京オリンピック・パラリンピックを見据えた国内外への情報発信などの効果も見込まれるものである。

これらのことから、本変更委託契約が社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用しているとは言えず、自治法第2条第14項、地財法第4条第1項に違反し、違法であるとの請求人の主張には理由がない。

イ 「シネマオーケストラ」（委託契約C）

請求人は、財団が本委託業務を行うことができる唯一の団体ではない状況下で

委託契約を行うこと自体が，自治法第2条第14項，地財法第4条第1項に違反し，違法であると主張している。

本委託契約について，とくしま文化振興課からの説明並びに財団の見積書等関係書類を確認した結果，業務内容や金額に妥当性がないとは言えない。

また，本事業は「徳島国際短編映画祭」の特別プログラムとして，徳島ならではの映画と音楽のコラボレーションにより実施したもので，若い世代をはじめとする幅広い年代層に加え，映画ファンや各種クリエイターの方々など，クラシックファン以外の方々にも一流の生の音楽の素晴らしさを伝えるとともに，地元の徳島少年少女合唱団とプロのオーケストラとの共演機会の提供により，次代の音楽文化を担う人材の育成，さらには「徳島国際短編映画祭」を通じて，本県の魅力発信などの効果があったものと認められる。

よって，本委託契約については前記アと同様，社会通念に照らして著しく妥当性を欠き，裁量権を逸脱又は濫用しているとは言えないことから，自治法第2条第14項，地財法第4条第1項に違反し，違法であるとの請求人の主張には理由がない。

4 結論

以上，本件請求ア「財団から合計金5,160万円を県に返還すること」，及び請求イ「知事から合計金5,160万円を県に賠償すること」については，いずれも財務会計上，違法又は不当に公金を支出した事実があったとは認められないので，棄却する。